

# 丸森町自然と農業を守る連絡会議規約

## ( 名 称 )

第1条 本会は、丸森町自然と農業を守る連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

## ( 目 的 )

第2条 連絡会議は、会員相互の研修と連携を基本として、地域資源の適切な活用を図りながら、生産と生活が調和した地域農業の発展向上を目指すことを目的とする。

## ( 事 業 )

第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域資源を生かした活動取組、開発研究
- (2) 活動実践の情報収集・交換、共同研究体制づくり
- (3) その他、目的達成に必要な事項

## ( 会 員 )

第4条 連絡会議は、生産者団体・組合、地域活性化推進団体等の代表者をもって組織する。

## ( 役 員 )

第5条 連絡会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 幹事若干名 (4) 監事2名
- 2 会長、副会長、幹事、監事は、会員の互選によって選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、その職務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときその職務を代理する。
- 6 幹事は、この規約に定める事項を審査し、各会員との連絡にあたる。
- 7 監事は、連絡会議の運営状況及び会計を監査する。

## ( 会 議 )

第6条 連絡会議の会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年第一四半期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と判断したとき、又は会員の過半数以上の求めに応じ開催する。
- 4 役員会は、必要に応じて開催する。
- 5 会議は、必要に応じて宮城県等の指導機関を参加させることができる。
- 6 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

## ( 経 費 )

第7条 連絡会議の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、総会で決定する。

( 会計年度 )

第 8 条 連絡会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

( 事務局 )

第 9 条 連絡会議の事務局は、丸森町農業創造センター（丸森町字上滝西 3 5 - 5 番地）に置く。

2 事務局長に丸森町農業創造センター研究部長をもって充てる。

( その他 )

第 1 0 条 この規約に定めるもののほか運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 1 3 年 6 月 5 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 1 7 年 7 月 6 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 6 月 1 6 日より施行する。